

健臓発0218第1号
平成23年2月18日

各 〔都道府県〕
〔指定都市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔中核市〕

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室



(印影印刷)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則の一部改正について

平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知
の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」
（以下「ガイドライン」という。）の運用に当たっては、「「臓器の移植に
関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について」（平
成22年6月25日付け健臓発第0625第1号厚生労働省健康局疾病
対策課臓器移植対策室長通知。以下「細則」という。）を定めているところ
です。

今般、日本脳神経外科学会の専門医訓練施設の施設類型が変更されるこ
ととなったことを踏まえ、細則の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、
平成23年4月1日から施行することとしましたので、貴管内市町村、関
係機関及び関係団体等に対する周知についてご配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後の細則及び細則を付記したガイドラインの全
文を添付いたしますので、ご活用願います。